

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

総 務 省

1 固定資産税等

◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置

- 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。
 - ※ 住宅用地、農地等については、現行どおり。
 - ※ 都市計画税についても、同様の措置を講ずる。

2 法人事業税

◎ 付加価値割における賃上げへの対応

- 法人税における賃上げ促進税制に合わせ、継続雇用者給与等支給額を3%以上増加させる等の要件を満たす法人について、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する。（2年間の時限措置）

◎ 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し

- 外形標準課税対象法人（資本金1億円超の法人）の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%（特別法人事業税を含んだ場合3.6%）とする。

◎ ガス供給業に係る収入金額課税の見直し

- 導管部門の法的分離の対象となる法人等について、一定の代替財源^(注)を確保しつつ、製造・小売事業に係る課税方式について、その4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れる。

（注）導管部門の法的分離の対象となる法人に係る固定資産税の特例を廃止（所要の経過措置）。

※ 上記以外の法人の製造・小売事業に係る課税方式は、他の一般の事業と同様とする。

※ この見直しに伴い、特別法人事業税の税率を見直し（基準法人収入割額の30%→62.5%）。

【特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）の改正】

3 個人住民税

◎ 住宅ローン控除

- 所得税の住宅ローン控除の適用者^(※)について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する。
 - ※ 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者。

4 納税環境整備

◎ 地方税務手続のデジタル化

- eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

5 主な税負担軽減措置等

- 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置を創設（不動産取得税）
- 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置を2年延長（不動産取得税）
- 航空機燃料税の税率の見直しに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置を1年延長
【航空機燃料譲与税法（昭和47年法律第13号）の改正】

※ 上記の改正は、原則令和4年4月1日施行